

笠間市介護健診ネットワークシステム業務利用に関する規約

本規約は、笠間市が設置する笠間市介護健診ネットワークシステム（以下、「本システム」といいます。）と利用機関との関係について、笠間市介護健診ネットワークシステム運用管理規程（平成26年笠間市告示第789号）（以下「規程」といいます。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。本システムを利用する為には、規程及び本規約の全ての条項に同意する必要があります。本システムを利用された方は、規程及び本規約の各条項に同意したものとみなされます。本システムの利用にあたりましては、規程及び本規約をご確認し、ご理解した上で利用申込みをお願いいたします。

なお、本システムは、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、笠間市個人情報保護条例（平成18年笠間市条例第14号）、規程その他の関係法令等（以下「関係法令等」といいます。）に従い、個人情報保護のための管理体制を確立し、個人情報を適切に取得、利用、提供いたします。

（用語の定義）

第1条 本規約で用いる用語及び定義は規程の定めによるものとします。

（本システムの機能と効果）

第2条 対象者の介護、健診、見守り及び投薬に関する情報を、市や介護サービス事業者、地域の病院、薬局等で共有することで、スピーディで適切な介護サービスを提供できるようになります。

（利用の申請と許可）

第3条 利用機関及び業務利用者の利用申請にあたっては、笠間市福祉部高齢福祉課（以下「運営事務局」といいます。）に申請してください。

2 事業管理者は、前項の申請を許可したときは、本システムの利用に必要なソフトウェアを、利用機関が本システムを利用するパソコン又はタブレット端末（以下「利用端末」という。）にインストールします。この場合において、業務利用者が個人で所有しているパソコン等は利用端末として設定できません。

（ID及びパスワードの管理）

第4条 業務利用者は、ID及びパスワードについて、業務利用者の責任のもと管理するものとし、かつ、第三者にID及びパスワードが漏洩しないよう、

次の各号に掲げる措置を実施するものとします。

- (1) 容易に第三者に推測されないパスワードとすること。
- (2) パスワードは秘密とし、第三者からの照会には応じないこと。
- (3) ID及びパスワードを推測しうるものを、机上に貼付しないこと。
- (4) パソコンのパスワードの記憶機能を使用しないこと。
- (5) 同一利用機関内の、他の業務利用者のID及びパスワードを使用しないこと。
- (6) 複数の人間が使用するパソコン又は携帯端末上で、本システムを利用する場合は、

本システムの利用を終えるときに必ずログアウトすること。

- 2 事業責任者は、登録されたID及びパスワードによって本システムの利用があったときは、当該利用が業務利用者本人による利用であるとみなすことができ、当該利用によって生じた結果及びそれに伴う一切の責任については、利用機関に帰属するものとします。
- 3 業務利用者は、ID及びパスワードを忘れた場合及び不正使用される可能性がある場合には、利用機関を通して、速やかに運営事務局に連絡し、必要な手続を行うものとします。

(マトリクス認証)

- 第5条 業務利用者の許可にあたっては、市職員並びに調剤薬局及び医療機関を除く利用機関の業務利用者については、マトリクス認証を行わせるものとし、規程第12条の利用許可書に加えて、マトリクス認証カードを交付します。
- 2 業務利用者は、交付を受けたマトリクス認証カードについて、業務利用者の責任のもと管理するものとし、当該カードを紛失した場合及び不正使用される可能性がある場合には、利用機関を通して、速やかに運営事務局に連絡し、必要な手続を行うものとします。

(利用に関する問合せ)

- 第6条 本システムへの利用にあたり、利用方法、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生したときは、運営事務局に問い合わせてください。
- 2 運営事務局の対応時間は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び12月29日から1月3日除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までです。

(利用料金)

第7条 利用料金は無料です。ただし、本システムの利用における通信料及び必要な端末に係る費用は、利用機関の負担となります。

(機器の取扱い)

第8条 業務利用者が取り扱う機器及び情報媒体については、利用機関管理責任者の責任において一元的に管理するものとします。業務利用者は、利用機関管理責任者から配付したものについては、責任を持って管理するものとします。

2 利用機関管理責任者は、ノートパソコン及びタブレット端末については、次の各号のいずれかの対策を施すものとします。

- (1) ワイヤチェーンによる固定
- (2) 不使用時の施錠場所への保管

3 業務利用者は、離席時にパソコンを他者に操作されたり、画面を覗かれたりすることにより情報が漏洩しないよう、次の各号に掲げる措置を実施するものとします。

- (1) 離席する際は、パソコンをログオフ（又はロック）すること。
- (2) パスワード付きスクリーンセーバーを設定するものとし、設定時間は15分以内とすること。
- (3) パソコンは、外来者の動線上に設置しないこと。

(情報の複製と持出し)

第9条 業務利用者は、本システム内の介護情報等のパソコンへのダウンロード、記憶媒体へのコピー、紙媒体への印刷は、必要最小限に留めるものとします。

2 業務利用者は、介護情報等をUSBメモリにコピーするときは、暗号化機能及びウイルス検知機能付きのUSBメモリを使用するものとします。

3 業務利用者は、介護情報等を記憶媒体・紙媒体で外部に持出す場合は、利用機関管理責任者の許可を得ることとし、目的地以外へ立ち寄らず、手放さず、又は車中に放置しないよう徹底するものとします。

(情報の廃棄)

第10条 業務利用者は、介護情報等を印刷した場合は、保存期間経過後は、シュレッダーにより速やかに裁断し、裏紙の使用は行わないものとします。

2 介護情報等を記憶媒体に保存した場合で、当該記憶媒体を廃棄するときは、

次の各号のいずれかの方法により処分するものとします。

- (1) USBメモリの場合（データ抹消ソフトを使用して）情報を完全に消去する。
- (2) パソコンを含むその他記憶媒体の場合 物理的破壊により処理し、又は安全性が確保された廃棄業者に廃棄を依頼し、産業廃棄物管理票により適切に処分されたことを確認する。
- 3 介護情報等をパソコンを含む記憶媒体に保存した場合で、当該記憶媒体を下取りに出すときは、データ消去ソフトを使用した後にリカバリを実施するなど、当該記憶媒体に介護情報等を残さないための処置を行うものとします。

（個人情報等の取り扱い）

- 第11条 業務利用者は、本システムの利用により知りえた事項を、関係法令等に基づき厳重に管理するものとし、その業務以外の用で、第三者に対して漏えい又は開示をしてはならないものとします。
- 2 前項の規定は、利用機関が本システムの利用を停止した後及び業務利用者がその属している利用機関を退職した後についても、同様とするものとします。

（利用の停止）

- 第12条 利用機関及び業務利用者は、いつでも本システムへの利用を停止することができます。
- 2 利用機関は、本システムへの利用を停止するときは、笠間市介護健診ネットワーク利用停止報告書（規程様式第7号）を運営事務局に提出してください。
 - 3 前項の報告書の提出があったときは、事業責任者は、当該利用機関の登録及び当該利用機関に所属する業務利用者のID及びパスワードを抹消します。
 - 4 利用機関は、業務利用者が退職等により業務利用者でなくなったときは、笠間市介護健診ネットワーク業務利用停止報告書（規程様式第8号）を運営事務局に提出してください。
 - 5 前項の報告書の提出があったときは、事業責任者は、当該利用機関に所属する業務利用者のID及びパスワードを抹消します。

（禁止事項）

- 第13条 本システムについて、利用機関及び業務利用者が次の行為を行うことを禁じます。

(1) 本システム若しくは第三者に損害を与える行為又は損害を与える恐れのある行為

(2) 本システム若しくは第三者の財産，名誉，プライバシー等を侵害する行為又は侵害する恐れある行為

(3) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はその恐れのある行為

(4) 他人のデータを登録するなど，虚偽の申告，届出を行う行為

(5) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用又は提供する行為

(6) その他，本システムの運用に支障を及ぼす行為又はその恐れのある行為

(その他)

第14条 事業責任者は，利用機関及び業務利用者に対する事前の通知なく，この規約の変更ができるものとします。

2 変更後の利用機関及び業務利用者の本システムの利用は，変更後の規約内容が適用されるものとし，変更後の本システムの利用をもって当該変更に同意したものとみなします。

平成26年10月1日

笠間市介護健診ネットワークシステム 事業責任者

笠間市副市長